

生鮮食品も機能性表示

但し「事業者責任」で

来年度科学的根拠も必須から施行

厚生労働省、農水省、消費者庁による「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」（座長 松澤佑次・大阪大学名誉教授）では、このほど第5回会合を開き、基本的方向を確認した。現行の栄養機能食品制度、特定保健用食品制度は存置される中、新制度における機能性表示はそれとは別の制度とし、国ではなく企業など事業者の自己責任によって行う。ただし科学的根拠が前提。サプリメントや健康食品だけでなく、生鮮食品も対象で、会合ではミカンの機能性表示例も示された。今年度中に具体的方針が決定され、来年度には法律、法令などで施行される。

現行の各種制度では、
 疾病の治癒・予防効果を
 うたえるのは医薬品に、
 体質改善効果などの機能
 性表示は医薬部外品およ
 び特定保健用食品（トク
 ホ）個別の商品ごとに厚
 労省の認可が必要）に限
 られている。
 つまり、青果物は食生

農水省が提出した機能性表示のイメージ例

温州ミカン
【β-クリプトキサンチン】

本品はβ-クリプトキサンチンを含み、骨の健康を保つ食品です。更年期以降の女性の方に適しています。

注) 産地、収穫時期等の違いにより成分含有量にバラつきが想定されることについて考慮の必要あり

活、健康を改善するもの
 であるが、「薬」ではな
 い。健康増進法や薬事法
 でも、食品（健康食品、
 一般食品、生鮮食品など
 全て含む）を販売する事
 業者（企業、個人）が、
 健康効能（疾病の治癒・
 予防、体質改善）をつた
 うことは違反。医学的な
 根拠のない効果を鵜呑み
 にして、病院での治療が
 必要なのに、それを受け
 ずに健康を害することを
 防止するためである。
 意外と知られていない
 のが、これらは包装表示
 や広告だけでなく、店頭
 における「口頭での説明」
 も含むこと。また、「か

ぜに！」のように具体的
 な病名・体質が含まれて
 いたり、「〜といわれて
 いる」などのほかした表
 現でも抵触する。
 一方、トクホでは農産
 物を排除しているわけ
 はない。ただ、生産地及
 び品種などの単位全般に
 その有効性等が認められ
 る必要があること、気象
 や栽培条件等の影響で年
 ごとに含有成分に変動が
 生じることがあるために
 科学的・客観的評価が難
 しいことなどから、また
 認定事例はない。
 なお、栄養成分のみの
 表記は、栄養機能性食品
 （自己認証）が中心だが、

農産物など生鮮食品にお
 いても、日本食品標準成
 分表などによる客観的な
 表記は可能。
**温州ミカンの機能性
 で農水省が表示例**
 これに対し農水省では
 生鮮食品についても機能
 性表示を促進するため、
 会合では温州ミカンにお
 けるβ-クリプトキサン
 チンの例を提出。安全性
 にかかわる科学的根拠で
 は、毒性がないことに加
 え、β-クリプトキサン
 チンの血中濃度が高い人
 について、①閉経後の女
 性は血中濃度が低い人に
 比べて骨粗しょう症の発
 症リスクが有意に低い②
 飲酒習慣のある男性は肝
 機能障害の指標となるγ
 -GTPの値が低い③
 （全般に）動脈硬化のリ
 スクが低い④ことを提示
 （試験方法①観察研究）。

これらのことから温州
 ミカンの機能性表示例と
 して「本品はβ-クリプ
 トキサンチンを含み、骨
 の健康を保つ食品です。
 更年期以降の女性の方に
 適しています」というイ
 メージを想定した。ただ

し、生鮮食品等の特性と
 して、産地や収穫時期等
 の違いにより成分含有量
 にバラつきを考慮する必
 要性も指摘している。